

北区人権啓発推進員制度実施要綱

制定日 平成 30 年 3 月 23 日

(趣旨)

第1条 北区における大阪市人権啓発推進員制度の実施については、大阪市人権啓発推進員制度実施要綱（平成 30 年 3 月 16 日市民局理事決裁。以下「市要綱」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(区長が必要と認める委嘱業務)

第2条 市要綱第2条第3号の規定による業務は、次のとおりとする。

- (1) 北区が行う人権啓発事業に協力すること
- (2) 区民等への人権啓発に必要な知識の習得に努めること
- (3) その他区長がその都度必要と認める業務

(人権啓発推進員の定数)

第3条 北区における大阪市人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の定数は、各校区につき 3 名を基準とし、各校区の状況に応じた弾力的な運用を行うこととする。

(推進員の選考方法)

第4条 推進員の選考方法は、北区人権啓発推進協議会から推薦を受けた者で区長が選定する。

(推進員連絡会)

第5条 推進員による委嘱業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、人権啓発推進員北区連絡会を開催する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第4条の規定による推進員の選考は、この要綱の施行前においても行うことができる。